

～10月は不適正搬入防止月間です～

不適正搬入をなくし、安全・安心な清掃工場を目指す



粗大ごみ破碎処理施設の火災（令和5年11月）

不適正搬入の現状

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、東京23区から排出されるごみの間処理を担っています。

清掃工場等の中間処理施設が安全かつ安定的に稼働するためには、皆さんがごみを適切に分別することが大切になります。

しかし、清掃工場等への不適正搬入が後を絶たず、施設の安全かつ安定的な稼働に大きな影響を与えています。

清掃工場等では、本来持ち込んではいけない「搬入不適物」の混入が日々確認されます。

これらの搬入不適物には、金属やガラスなどの不燃物や、基準を超える大きさのごみ、スプレー缶やライターなどの発火性のごみなどが含まれます。

これらの不適物の混入は、施設の故障や処理能力の低下を招くの

みならず、水銀混入による排ガス規制値超過や、粗大ごみ破碎処理施設におけるリチウムイオン電池の発火事故による長期間の操業停止といった重大な事案も発生しています。

これらの事案は、復旧に多額の費用と時間を要するだけでなく、焼却炉の停止によりごみの受入ができなくなった場合は、ごみの収集作業の遅れなどにより、区民や事業者の皆様にも影響を及ぼす恐れもあります。

そのため、清掃一組では、清掃工場等が安全かつ安定的に稼働す



マットレス



ソファ

いずれも、清掃工場で見えられた不適物です。

基準を超える大きさのごみは、焼却設備の詰りの原因となります。

るために、施設に搬入されるごみの搬入物検査を実施し、不適物が発見された場合は、搬入者に対し厳重な指導を行い、再発防止を強く求めています。

また、区民や事業者への排出指導の役割は23区が担っているため、ごみの正しい分別のさらなる周知徹底を依頼するなど、23区とも連携して取り組んでいます。

さらに、毎年10月を不適正搬入防止月間と定め、集中的に搬入物検査を実施するほか、施設職員による巡回や監視、周知啓発用ののぼり旗設置やチラシ配布等の取組を行い、不適正搬入防止を呼び掛けています。

持続可能なごみ処理体制のために

清掃一組が搬入物検査を強化し、搬入者への指導を行うことはもちろん重要です。しかし、清掃工場等への不適正搬入を防止するためには、区民や事業者の皆様による適正なごみの分別がとても重要になります。

10月の不適正搬入防止月間を機会に、改めてごみ分別の重要性について考え、未来に向けて、持続可能なごみ処理体制を確立するために、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

清掃一組においても、引き続き搬入物検査の強化と搬入者への指導を徹底し、安全で安定した清掃工場等の維持に努めてまいります。